特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税の賦課事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柴田町は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県 柴田町長

公表日

令和6年4月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	個人住民税の賦課事務
②事務の概要	個人住民税は町内に住所、居所、事務所、事業所を有する個人、法人、または家屋敷、事務所を保有し町内に住所を有しない個人等に課する。 住民税賦課、住民税に関する調査(犯則事件の調査を含む。) ※賦課については減免に係る事務を含む。 柴田町は、法令等の事務を適切に遂行するため特定個人情報ファイルを次の事務に使用する。 ①住民税の賦課に係る事務 ②住民税の滅免申請に係る事務 ③納稅管理人の申請・変更・不要申請に係る事務 ④住民税の申告に係る事務 ⑤賦課資料(扶棄親族申告書等)の提出に係る事務 ⑥試定調書の提出に係る事務 ⑦給与支払報告書及び公的年金支払報告書の光ディスク等による提出承認申請に係る事務 ⑦ 名りましている事務 ② 年金保険者の市町村に対する通知に係る事務 ⑩ 年金所得に係る特別徴収の納期特例の申請に係る事務 ⑪ 年金所得に係る特別徴収税組の納入の義務を負わなくなった旨の通知に係る事務 ⑪ 年金所得に係る特別徴収税組の納入の義務を負わなくなった旨の通知に係る事務 ⑪ 全金所得に係る特別徴収税組の納入の義務を負わなくなった旨の通知に係る事務 ⑪ 全金所得に係る特別徴収報書の交付に係る事務 ⑥ 持い課税者を課税した場合の通知(294条3項通知) ⑥ 集税治・課税明細書の交付に係る事務 ⑥ 決計・課税の協力等請 ⑥ 課税治・課税の協力等請 ⑥ 計・課税明細書の交付に係る事務 ⑥ 計・目を所得に係る特別徴収事務 ⑥ 計・目を明確に係る特別徴収事務 ⑥ 計・日本の通知(294条3項通知) ⑥ 集中告者の抽出等に係る事務 番号法に基づいて情報提供ネットワークシステムに接続し、保有する個人情報について情報連携を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介してデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。
③システムの名称	・住民情報システム(個人住民税システム、宛名管理システム)・申告支援システム・el-Tax ・中間 サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	점
課税対象者情報ファイル、課税	党資料情報ファイル、課税台帳情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :27の項 (別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	税務課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2111					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	<mark>格先 </mark>					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年3月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	他機関に	ついては、それぞれ』	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 []外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている				

変更箇所

71			territoria de la compansión de la compan	terminal time terminal
項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名 称		・住民情報システム(個人住民税システム、宛名管理システム)・申告支援システム・el- Tax ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー		
5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	関場 孝夫			
1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	「⑥課税台帳に記載されている事項の証明書の交付」事務で、特定個人情報ファイルを取り扱う。	「⑪課税台帳に記載されている事項の証明書の交付」事務で、特定個人情報ファイルを取り扱わない。(削除)		
5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	佐藤 芳	水上 祐治	事前	
57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70,		番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠):27の項(別表第二における情報提供の根拠):1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項	事前	
Ⅱしきい値判断項目 1.対象者人数	平成26年6月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事前	
Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成26年6月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事前	
Ⅳ リスク対策	なし	項目新設	事後	
Ⅱしきい値判断項目 1対象者人数	平成31年2月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年2月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
	項目 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 5. 評価実施機関における担当の所属長 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務 ②事務の概要 5. 評価実施機関における担当の所属長 1. 財政事務の概要 5. 評価実施機関における担当の所属長 1. 関連情報 4. 情報・1. 対しまい値判断項目 1. 対象者人数 II しきい値判断項目 2. 取扱者数 IV リスク対策 II しきい値判断項目 1. 対象者人類 II しきい値判断項目 1. 対象者人類 II しきい値判断項目 1. 対しまい値判断項目	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 佐藤 芳 「⑥課税台帳に記載されている事項の証明書の交付]事務で、特定個人情報ファイルを取り扱う。 「ので付]事務で、特定個人情報ファイルを取り扱う。 「のでは]事務の概要 「の表第二における情報照会の根拠) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	項目 交更前の記載 交更後の記載 で見後の記載 で見後の記載 では、	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (3)システムの名称